

名古屋市SDGs推進プラットフォーム 分科会 運用の手引き

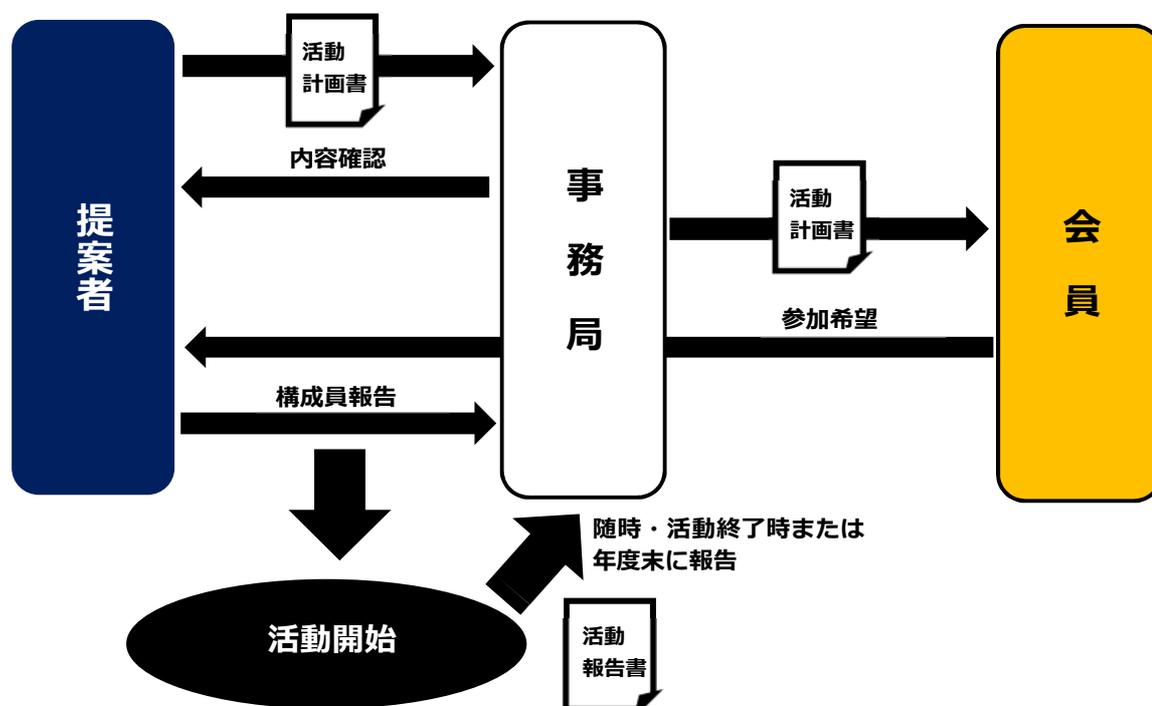
1 分科会について

分科会は、会員が、他の会員と連携して取り組みたい活動を提案し、賛同する会員とそれぞれの強みや知見を共有し、協力しながら課題の調査・検討、プロジェクトの推進を行うものです。

会員は、分科会を設置することや、興味・関心のある分科会へ参加することができます。

※ 分科会は自主活動となりますので、各分科会の活動内容・イベント等について、名古屋市SDGs推進プラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）が管理・保証するものではありません。

2 活動の流れ



※ 提案者…会員、連携パートナー、経営サポーター及び名古屋市の組織

3 分科会の設置

- ① 共通課題の検討や連携など活動を行いたい会員は、活動計画書（様式1-1、1-2）に必要事項を記載し、事務局に提出します。
- ② 事務局は、提出された活動計画書を確認し、内容に問題がなければ分科会の設置を認めます。
- ③ 事務局は、設置を認めた分科会の情報を専用ウェブサイトへ掲載します。併せて、メーリングリストにてすべての会員へ共有し、参加者を募集します。

- 活動の内容はSDGsの達成や課題の解決につながるものとしてください。
- 政治的、宗教的な目的、公序良俗に反するもの、その他分科会活動に見合わないものは認めることができません。

4 分科会への参加・活動の開始

- ① 分科会への参加を希望する会員は、提案者の連絡先に直接申し込んでください。分科会への参加は、提案者、参加希望者双方の合意の上で決定してください。
- ② 提案者が個別の会員の参加を希望する場合には、事務局がお繋ぎします。
- ③ 分科会への参加者が提案者を含め複数となった場合には、構成員報告書（様式2）を事務局へ提出し、活動を始めてください。活動期間は、最大で当該年度末までとします。

- 分科会は、原則、提案者が分科会長となり活動してください。
- 分科会長が認めた場合には、分科会活動開始後の途中参加を可とし、また、途中脱会も同様に可とします。
- 活動にあたり分科会長が必要と認める場合は、名古屋市の承認を得たうえで、有識者等会員以外も参加をすることができます。
- 分科会は自主活動となりますので、活動に係る費用は、分科会参加者間で負担してください。

5 分科会活動の実施

分科会は、原則分科会長が招集し、活動を実施してください。また、分科会活動の開始にあたっては、原則キックオフミーティングを実施してください。

想定される活動内容

- 分科会構成員からなる勉強会・研究会
- 分科会構成員以外に有識者等を招聘しての勉強会・研究会
- 分科会構成員が主催・共催するイベントの実施 など

6 分科会の活動報告

- ① 分科会長は、分科会活動を実施したら、その都度、活動状況を活動報告書（様式3-1）により事務局に報告してください。事務局は、分科会の活動状況を適宜、専用ウェブサイトへ掲載します。
- ② 分科会長は、活動の終了時または当該年度末に活動成果報告書（様式3-2）を事務局へ提出してください。事務局は、活動成果を専用ウェブサイトへ掲載します。

- 活動の都度または事務局からの求めに応じて、活動状況を報告してください。
- 年度途中においても、事務局に分科会活動を終えることを申し出ることで、分科会活動を終了することができます。

7 注意事項

- 分科会活動において知り得た情報は、他の参加者の許可なく第三者へ開示または漏洩することはできません。
- 分科会活動において生じたトラブル等は、参加者が責任をもって解決してください。